

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 4 号		
件 名	7 月 26 日、レベル 4、モンスター豪雨の中央区総務課の対応について		
要 旨	7 月 26 日、日曜日、真夏の日照り、ひさしの中、モンスター級の豪雨が低い土地や道路に浸水、氾濫しました。10 台以上の車両が付近の道路に埋もれて、回収作業は翌日午前中までに終了。浸水道路は、以前議会に「冠水時通行止め、危険」の標識の設置をお願いし、不採択になった東港線から、沼垂四ツ角のバス路線や、明鏡高校前のミニバイパス道路。 当日、ポリバケツ、使用済み紙おむつ、材木、植木鉢、車両の備品、自転車、バイク、蛇、ネズミ、油、浄化槽トイレがあふれました。そのほか、いろいろな物が流れてきました。増水は 45 センチメートルから 60 センチメートルでした。 豪雨で民間駐車場や敷地の高いところに駐車した避難関係者や浸水車両の皆さんから一時的に学校の避難所開設をお願いされました。避難所は地域住民だけではないはずです。区にも数回浸水報告はしていますが、開設されませんでした。この路線は、昨年の大雨でも浸水した路線です。通行止めは警察車両が 2 台出動、区長さんには、東港線や、この路線が毎年大雨で浸水していることの報告が課のほうから上がっていますか。 （次頁につづく）		
付 託 年月日 委員会	令和 8 年 9 月 15 日	第 1 項、第 2 項、 第 4 項、第 8 項 第 3 項、第 5 項、 第 6 項、第 7 項	} 総務常任委員会 } 環境建設常任委員会
受 理	令和 8 年 8 月 28 日	第 246 号	

災害対策基本法では、区は土砂崩れだけが対象ですか。大雨、台風、津波、地震、竜巻、河川は、区は対象外でしょうか。

区はアンダーパス道路の液状化地域を知っているのか、把握しているのか。標識設置基準を設けていない。現状は基準が曖昧。現実離れした水深基準です。

感謝したいのは、本庁の税制課は、翌日朝から床上浸水申請書の受理を開始、中央区窓口サービス課も27日から消毒液の配布、床上浸水の確認は30日から自宅検証確認を開始。

中央区は床下浸水の調査は、届出者のみカウント、受理。中央区総務課は災害・防災担当なのに、なぜかコミュニティ協議会、自治会があるのに、1世帯94円を委託費として支出しているのに、床下浸水の調査はしない、必要ないと言う。事前申請のみなんて全くおかしい。沼垂周辺だけでも、床下浸水は100件以上あります。中央区総務課は、事前に何をすべきか、何のために自治協議会、コミュニティ協議会があるのか理解できていない。豪雨が発生したら何をするか、指標がない。自治会に翌日にでもアンケート対応をするべきでした。ウェブサイトや市報にいがた、お年寄りの多い地域では新聞離れ、自治会未加入世帯が多いです。

つきましては、以下のことを陳情いたします。

(次頁につづく)

	記 1 避難所開設の適切な時期を区民に丁寧に年内に説明すること。 2 豪雨が発生したら何をするのか、すぐに対応、適応できるレベルの指標をまず区は作成すること。 3 海の水位のバックウォーターも必ず調査して液状化地域情報の共有をすること。 4 区は床下浸水は自己申告のみがルールなら区民に丁寧に告知すること。(8月10日現在、中央区は床下浸水の申請は5件(棟)) 5 区内のアンダーパス道路は標識設置基準を30センチメートルに設定すること。 6 災害対策基本法があるが、指定道路の浸水放置車両は行政も車両移動すること。 7 水深が30センチメートルに達したらセンサーが感知し自動で膨らみ道路を封鎖するエア遮断機を設置すること。 8 他県並みに豪雨のときは自治会に床下浸水のアンケートを依頼する体制を構築すること。
--	--